

## 第14回矢板市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年7月20日(金) 午後3時30分から午後4時10分

2 開催場所 矢板市役所 本館 第一委員会室

3 出席委員 (15名)

会長	15番	八木澤寛夫		
委員	1番	渡邊好雄	2番	鈴木英子
	3番	福田英一	4番	君島道夫
	5番	石塚英好	6番	阿久津正一
	7番	山口榮一	8番	佐藤喜久男
	9番	平久井順一	10番	大森克則
	11番	渡邊幸史	12番	町野位夫
	13番	齋藤典子	14番	渡邊浩正

4 欠席委員

5 付議事件

- (1) 議事録署名委員の決定について
- (2) 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に係る処分決定について
- (3) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (4) 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- (5) 農用地利用集積計画に係る意見決定について
- (6) 地籍調査事業に係る農地の地目認定について
- (7) 農地法施行規則第95条の該当の有無に関する農業委員会の意見について

6 その他

7 農業委員会事務局職員

事務局長	大谷津 敏美智
副主幹	高塩 康幸
主事	湯田 美貴

## 8 会議の概要

- 八木澤会長 本日は、ご苦勞さまです。  
本總會の出席委員は14名で、1番渡邊好雄委員が遅れるということですが、定足数に達しておりますので會議は成立いたします。  
それでは、ただいまから第14回矢板市農業委員會總會を開催します。
- 議長  
(八木澤会長) これより議事に入ります。付議事件(1) 「議事録署名委員の決定について」を議題とします。  
會議規則第19条第2項の規定により、2名の議事録署名委員の選出方法についてお諮りいたします。  
  
(議長一任の声有り)
- 議長 ただいま議長一任の声がありましたので、議長より指名いたします。  
それでは、6番阿久津委員、14番渡邊浩正委員を指名しますが、ご異議ありませんか。  
  
(異議なしの声有り)
- 議長 異議なしと認め、6番阿久津委員、14番渡邊浩正委員を議事録署名委員といたします。  
※ 1番 渡邊委員 着席  
続いて、付議事件(2) 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に係る処分決定について議題に供します。
- 議長 では、事務局の説明を求めます。
- 事務局長 (議案書により説明)
- 議長 事務局の説明が終わりました。  
それでは議案第1号について、質疑意見等を求めます。
- 8番佐藤委員 8番佐藤です。昭和46年に一回転用が出て、だいぶ時間が経ってま  
すが。
- 議長 事務局で説明をお願いします。
- 事務局 当時は許可の有効期限は1年で現在のように完了届などを出してもら  
うなどの確認を取っていなかったため、住宅建築がされたかどうか  
分からないまま現在に至ったためこのような状況となっています。
- 議長 佐藤委員よろしいでしょうか。

8番佐藤委員

はい。

議 長

原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声有り)

議 長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議 長

続いて、付議事件(3) 議案第2号から第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に係る処分決定について議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局長

( 議案書により事務局説明 )

議 長

事務局の説明が終わりました。

議 長

次に本日も現地調査を実施しておりますので、現地調査の総括的な報告を、当番班第1班、班長9番 平久井委員にお願いします。

9番平久井委員

本日、午前9時半から、委員4名、事務局2名の計6名で、農地法5条3件、農振除外3件の計6件の現地調査を実施いたしました。詳細については、各当番委員が報告します。何ら問題ないと見て参りましたので、ご審議の程をよろしくお願いたします。

議 長

現地調査の総括的な報告が終わりました。次に議案第2号の現地調査の詳細な報告を、5番石塚委員にお願いします。

5番石塚委員

5番石塚です。現地案内図の1ページをご覧ください。

**【申請地の位置を説明】**

ここは20数年前から団地の場所です。申請地は地図だと長方形で、建てづらいのではと見てきたのですが、平屋を建てるとのことです。何ら問題なかったです。現在は若干野菜がつけられていますが、この地域は宅地が多く、周辺農地への影響はありませんので、問題ないと思います。慎重審議をお願いします。

議 長

次に議案第3号の現地調査の詳細な報告を、5番石塚委員にお願いします。

5番石塚委員

5番石塚です。現地案内図の2ページをご覧ください。

**【申請地の位置を説明】**

申請地の面積は628㎡です。通常一般住宅の転用は499㎡以下ですが、今回、申請者の父親が剣舞

詩吟の教室を開いており、駐車場も兼ねて628㎡となっております。  
東隣の農地は申請者の兄の田ですし、他の方にも迷惑はかからないので、許可せざるを得ないと見て参りました。慎重審議をお願いします。

議長

次に議案第4号の現地調査の詳細な報告を、9番平久井委員にお願いします。

9番平久井委員

9番平久井です。現地案内図の3ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

分譲地ですがここだけ家が建っていないということで、何ら問題ないと見て参りました。

皆様の慎重審議をよろしくお願い致します。

議長

現地調査の報告が終わりました。

それでは議案第2号から第4号について、質疑意見等を求めます。

(異議なしの声有り)

議長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議長

続いて、付議事件(4) 議案第5号から第7号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長

( 議案書により事務局説明 )

議長

事務局の説明が終わりました。

次に議案第5号の現地調査の詳細な報告を、7番山口委員にお願いします。

7番山口委員

7番山口です。現地案内図の4ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

周辺が住宅地で致し方ないと見て参りました。

慎重審議をお願いいたします。

議長

次に議案第6号の現地調査の詳細な報告を、2番鈴木委員にお願いします。

2番鈴木委員

2番鈴木です。現地案内図の5ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

地図にある家のお名前の方は申請人の祖父にあたります。

また、所有者は申請人の父にあたります。

申請地は第一種農地といわれる所ですが、家と隣接しているため、

分家住宅であればやむを得ないと思います。

入り口に大きな石があるので、出入りするのに狭いかなと思いましたが、それは取り除くということで問題ないです。

皆さまの慎重審議をお願いします。

議 長

次に議案第7号の現地調査の詳細な報告を、2番鈴木委員にお願いします。

2番鈴木委員

2番鈴木です。現地案内図の6ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

現地は綺麗に草刈りがされていました。周りに田がありますが、繋がりがなく影響は無いのでやむを得ないと見て参りました。

慎重審議をお願いします。

議 長

それでは、議案第5号から第7号について、質疑・意見等を求めます。

(異議なしの声有り)

議 長

異議なしと認め原案のとおり決定いたします。

議 長

続いて、付議事件(5)議案第8号 農用地利用集積計画に係る意見決定について議題に供します。

議 長

ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、8番佐藤委員の退室を求めます。

(8番 佐藤 委員 退室)

議 長

では、事務局の説明を求めます。

事務局長

( 議案書により事務局説明 )

議 長

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第8号について、質疑・意見等を求めます。

議 長

原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

( 異議なしの声あり )

議 長

異議なしと認め原案のとおり決定いたします。

議案第8号が終了しましたので、8番 佐藤 委員の入室を求めます。

(8番 佐藤 委員 入室)

議 長

続いて、付議事件(6) 議案第9号 地籍調査事業に係る農地の

地目認定について議題に供します。

議 長 では、事務局の説明を求めます。

( 議案書により事務局説明 )

議 長 事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第9号について、質疑・意見等を求めます。

議 長 原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

( 異議なしの声あり )

議 長 異議なしと認め原案のとおり決定いたします。

議 長 続いて、付議事件(7) 議案第10号 農地法施行規則第95条の  
該当の有無に関する農業委員会の意見について議題に供します。

議 長 では、事務局の説明を求めます。

事務局長 ( 議案書により事務局説明 )

議 長 事務局の説明が終わりました。

議 長 それでは、議案第10号について、質疑・意見等を求めます。

8番佐藤委員 一つの畑の中に国有農地が入っているということですか。

事務局 そうです。

1番渡邊好雄委員 申請地が塩谷町ですが、塩谷町ではなく矢板の案件なのですか。

事務局 この方が買う資格を持っているかどうかなので、住所がある矢板に  
照会をかけてきました。

議 長 他に無ければ原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

( 異議なしの声あり )

議 長 異議なしと認め原案のとおり決定いたします。

議 長 以上で、本日の審議事項を終了することができました。

それでは以上を持ちまして、第14回農業委員会総会を閉会いたします。  
皆様お疲れ様でした。

矢板市農業委員会会議規則第19条の規定により署名する。

矢板市農業委員会会長 八木澤 寛夫

議事録署名委員 渡邊 浩正

議事録署名委員 阿久津 正一